

だい き かしわらししょうがいふくしけいかくおよ
第5期柏原市障害福祉計画及び

だい き しょうがいじふくしけいかく
第1期障害児福祉計画



はっこうび へいせい ねん がつ
発行日：平成30（2018）年3月

へんしゅう はっこう かしわらしけんこうふくししょうがいふくしか
編集・発行：柏原市健康福祉部障害福祉課

〒582-8555 かしわらしあんどうちょう ばん ごう
柏原市安堂町1番55号

でんわ
電話：072-972-1501 ファックス：072-972-2200

eメール：shogai@city.kashiwara.lg.jp

けいかく さくてい しゅし 計画策定の趣旨

平成18（2006）年、障害のある人の権利の実現のための措置等について定める国際条約である「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が国際連合の総会で採択されました。日本は、平成19（2007）年に障害者権利条約に署名し、条約の締結に向けて国内法の整備などをすすめてきました。

平成23（2011）年には、「障害者基本法」が改正され、障害の有無に関わらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共に生きる社会（共生社会）を実現することなどを目的に、すべての障害のある人の社会参加の確保や、障害を理由とした差別の禁止などが盛り込まれました。

平成24（2012）年には、身体、知的、精神の3障害のサービスの一元化などを定めた障害者自立支援法が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）として制定され、共生社会の実現に向けて社会的障壁を除去することが理念として掲げられたことや、制度の狭間となっていた難病等が障害者・障害児の対象に加わりました。

平成25（2013）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立し、平成28（2016）年から施行されました。

これらの法律の制定などをうけ、日本は平成26（2014）年1月に障害者権利条約を締結しました。

また、障害者総合支援法は、平成28（2016）年に改正され、生活や就労に関する新たなサービスの創設などが盛り込まれました。同時に、「児童福祉法」が改正され、障害のある児童に対する支援の拡充や障害児福祉計画を策定することなどが定められました。

本市では、平成27（2015）年3月に障害のある人のための施策に関する基本的な計画である「柏原市障害者計画」と同時に、障害者計画の実施計画となる「第4期障害福祉計画」（第4期計画）を策定し、障害福祉サービスの提供と充実に取り組んできましたが、第4期計画の期間が平成29（2017）年度で満了することから、こうした国の動きを踏まえるとともに、柏原市障害者計画における施策を効果的に実行するために、「第5期柏原市障害福祉計画」と「第1期障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

けいかく きかん 計画の期間

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針で3年と定められています。本計画の期間は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間となります。

障害のある人のための施策に関する基本的な計画である「柏原市障害者計画」では、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有と障害者の固有の尊厳を目的とする障害者権利条約の批准、そして障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現等を内容とする改正障害者基本法を踏まえ、基本理念を次のように定めています。

障害の有無によって分け隔てられることなく、

すべての人が基本的人権を有する個人として尊重され、

その尊厳にふさわしい暮らしが実現できる共生の地域社会づくり

障害福祉計画

1. 数値目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

平成28(2016)年度末時点の施設入所者は42人で、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム等に移行する者を勘案し、平成32(2020)年度末までに地域生活に移行する者の数値目標を6人(14.3%)と設定します。また、施設入所者の削減数を3人(7.1%)と設定します。

	こどもく 項目	すうち 数値
きじゆん 基準	へいせい ねんどまつじてん しせつにゆうしよしやすう 平成28(2016)年度末時点の施設入所者数	にん 42人
だい き 第5期 もくひょう 目標	へいせい ねんどまつ ちいきいこうしやすう 平成32(2020)年度末までの地域移行者数	にん 6人 (14.3%)
	へいせい ねんどまつだんかい しせつにゆうしよしやさくげんすう 平成32(2020)年度末段階での施設入所者削減数	にん 3人 (7.1%)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成32(2020)年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

平成32(2020)年度末までに、障害のある人の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等)の集約等を行う拠点等について、地域において機能を分担する「面的整備型」として、市町村又は圏域に少なくとも1つ整備することを目標とします。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

① 福祉施設から一般就労への移行

本市においては、平成32(2020)年度末において福祉施設から一般就労に移行する人の目標値を、当事者の特性等を考慮しつつ、平成28(2016)年度実績の1.4倍となる14人とします。

項目		すうち 数値
基準	平成28(2016)年度の一般就労移行者数	10人
第5期 もくひょう 目標	平成32(2020)年度の一般就労移行者数	14人 (1.4倍)

② 就労移行支援事業の利用者数

平成32（2020）年度の就労移行支援事業の利用者数の目標値を、平成28（2016）年の実績から約3割増加となる9人とします。

	こゝもく 項目	すうち 数値
きじゆん 基準	平成28（2016）年度末の就労移行支援事業の利用者数	7人
だい き 第5期 もくひょう 目標	平成32（2020）年度末の就労移行支援事業の利用者数	9人（約1.3倍）

③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

現在、市内に就労移行支援事業所はありませんが、新たに就労移行支援事業所ができた際には、就労移行率が3割以上である事業所を全体の5割以上とすることをめざします。

④ 就労定着支援事業による一年後の職場定着率

就労定着支援は平成30（2018）年度から創設されるサービスであることから、市内での事業所整備に努めるとともに、就労定着支援事業所ができた際には、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることをめざします。

⑤ 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

市内の個々の就労継続支援（B型）事業所において設定された平成32（2020）年度の目標額の平均値である8,209円を、市の目標として設定します。

	こゝもく 項目	すうち 数値
だい き 第5期 もくひょう 目標	平成32（2020）年度の就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	月額 8,209円

2. 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス (月平均)

サービス種別	項目	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
居宅介護	利用者数	人	140	151	163
	利用時間数	時間	1,947	2,093	2,252
重度訪問介護	利用者数	人	4	4	4
	利用時間数	時間	588	588	588
同行援護	利用者数	人	15	15	15
	利用時間数	時間	202	202	202
行動援護	利用者数	人	19	22	25
	利用時間数	時間	505	598	691
重度障害者等包括支援	利用者数	人	0	0	0
	利用時間数	時間	0	0	0

(2) 短期入所 (月平均)

サービス種別	項目	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
短期入所	利用者数	人	35	36	37
	利用日数	人日	208	213	218

(3) 日中活動系サービス (月平均)

サービス種別	項目	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
生活介護	利用者数	人	135	140	145
	利用日数	人日	2,520	2,608	2,696
自立訓練	利用者数	人	7	7	7
	利用日数	人日	96	96	96

サービス種別	項目	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
就労移行支援	利用者数	人	12	13	14
	利用日数	人日	133	143	156
就労継続支援 (A型)	利用者数	人	118	140	168
	利用日数	人日	1,998	2,358	2,817
就労継続支援 (B型)	利用者数	人	118	123	129
	利用日数	人日	1,643	1,693	1,753
就労定着支援	利用者数	人	11	23	32
療養介護	利用者数	人	3	3	3

(4) 居住系サービス (月平均)

サービス種別	項目	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
自立生活援助	利用者数	人	2	2	2
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人	55	59	63
施設入所支援	利用者数	人	41	40	39

(5) 相談支援 (月平均)

サービス種別	項目	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
計画相談支援	利用者数	人	157	184	218
地域移行支援	利用者数	人	2	2	2
地域定着支援	利用者数	人	2	2	2

3. 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

サービス種別	たんい 単位	へいせい ねんど 平成30年度 ねんど (2018年度)	へいせい ねんど 平成31年度 ねんど (2019年度)	へいせい ねんど 平成32年度 ねんど (2020年度)	
りかいそくしんけんしゅう けいはつじぎょう 理解促進研修・啓発事業	う む 有無	あり 有	あり 有	あり 有	
じはつてきかつどうしえんじぎょう 自発的活動支援事業	う む 有無	あり 有	あり 有	あり 有	
しょうがいしやそうだんしえんじぎょう 障害者相談支援事業	しょ か所	4	4	4	
きかんそうだんしえん 基幹相談支援センター	う む 有無	あり 有	あり 有	あり 有	
きかんそうだんしえん どうきのうきょうかじぎょう 基幹相談支援センター等機能強化事業	う む 有無	なし 無	なし 無	なし 無	
じゅうたくにゆうきょうしえんじぎょう 住宅入居等支援事業	う む 有無	なし 無	なし 無	なし 無	
せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業	にん 人	1	1	1	
せいねんこうけんせいどほうじんこうけんしえんじぎょう 成年後見制度法人後見支援事業	う む 有無	なし 無	なし 無	なし 無	
いしそつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業					
しゅわつうやくしやせつちじぎょう 手話通訳者設置事業	にんずう 人数	にん 人	2	2	2
しゅわつうやくしやはけんじぎょう 手話通訳者派遣事業	のべりようけんすう 延利用件数	けん 件	311	301	291
ようやくひつきしやはけんじぎょう 要約筆記者派遣事業	のべりようけんすう 延利用件数	けん 件	30	30	30
しゅわほうしんいんようせいけんしゅうじぎょう 手話奉仕員養成研修事業	にんずう 人数	にん 人	20	20	20
にちじょうせいかつようぐきゆうふとうじぎょう 日常生活用具給付等事業					
かいご くんれんしえんようぐ 介護・訓練支援用具	けん 件	けん 件	3	3	3
じりつせいかつしえんようぐ 自立生活支援用具	けん 件	けん 件	12	12	12
ざいたくりょうようとうしえんようぐ 在宅療養等支援用具	けん 件	けん 件	10	10	10
じょうほう いしそつうしえんようぐ 情報・意思疎通支援用具	けん 件	けん 件	10	10	10
はいせつかんりしえんようぐ 排泄管理支援用具	けん 件	けん 件	1,640	1,640	1,640
きょたくせいかつどうさほじょようぐ じゅうたつかいしゅうひ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	けん 件	けん 件	1	1	1
いどうしえんじぎょう 移動支援事業	りようしやすう 利用者数	にん 人	115	119	123
	りようじかん 利用時間	じかん 時間	12,861	13,237	13,613
ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター じぎょう 事業	かしよすう 箇所数	しょ か所	1	1	1
	りようしやすう 利用者数	にん 人	35	35	35

しょうがいじふくしけいかく 障害児福祉計画

1. 数値目標の設定

(1) 児童発達支援センターの設置

平成32（2020）年度末までに、市町村又は圏域で、児童発達支援センターを1か所設置することを目標とします。

(2) 保育所等訪問支援の充実

現在市内には、保育所等訪問支援事業所が1か所あります。引き続き当該サービスの提供体制が確保できるよう、事業者と連携しながらサービス提供に努めます。

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

平成32（2020）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市内に少なくとも1か所ずつ確保することを目標とします。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成30（2018）年度末までに、市において保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを目標とします。

また、当該協議の場に、医療的ケア児に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターを少なくとも1名配置します。

2. 障害児通所支援等の見込量

(1) 障害児通所支援サービス（月平均）

サービス種別	項目	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
児童発達支援	利用者数	人	34	36	39
	利用日数	人日	272	288	312
医療型児童発達支援	利用者数	人	7	7	7
	利用日数	人日	70	70	70
放課後等デイサービス	利用者数	人	124	133	142
	利用日数	人日	1,488	1,596	1,704
保育所等訪問支援	利用回数	回	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	利用回数	回	4	4	4

(2) 障害児相談支援（月平均）

サービス種別	項目	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
障害児相談支援	利用者数	人	52	56	61
計画相談支援	利用者数	人	31	37	44

けいかく すいしん ひょうかたいせい 計画の推進・評価体制

1. けいかく すいしん 計画の推進

(1) せいど しゅうちおよ そうだんしえんたいせいと う じゅうじつ 制度の周知及び相談支援体制等の充実

りようしゃ いし で サービスを せんたく し 利用して いくため、しょうがいしゃ そうごうしえんほう じどう 障害者総合支援法や児童福祉法の改正で創設されたサービスなどを周知し、理解を深めていくことが必要です。

そのため、こうほう やウェブページなどを かつよう し、せいど の しゅうち おこな うとともに、ふ や 柏原市障害者自立支援協議会との連携を図り、総合的な相談支援体制の充実を図り、えんかつ じぎょう じっし の 実施やサービスの適切な利用を促進します。

(2) そうごうてき たいせい すいしん 総合的なケアマネジメント体制の推進

サービス利用者の「せんたく ・ じこけつてい 」を支援するため、「せんたく 」の基本となる じょうほう 情報提供、「じこけつてい 」をサポートする体制の整備に努める必要があります。

このため、ちいき で サービスを 必要としている しょうがい ひと たい 障害のある人に対して、サービス支給決定前に ケアマネジメント を実施し、しきゅうけつてい さんこう とすることや しょうがい 障害のある方等の 意向に基づく ちいき 地域生活を実現するために必要な ぼけん 医療、ふくし 福祉、じゅうろう 就労、きょういく 教育などの サービスを 総合的かつ適切な利用の支援等を行うため、しょうがい 障害のある人 や 家族から の相談に応じて、おの 個々の じんしん 心身の じょうきょう 状況やサービスの利用意向、かぞく 家族の じょうきょう 状況などを踏まえて適切な支給決定ができるよう、ケアマネジメント体制の充実を図っていきます。

(3) しょうがいふくし どう じゅうじつ 障害福祉サービス等の充実

「じこけつてい 」と「じこせんたく 」による ちいきいこうとう 地域移行等を実現するためには、りようしゃ 利用者のニーズを的確に把握するための しょうだんしえんたいせい 相談支援体制の整備、ほうもんけい 訪問系サービスの じゅうじつ 充実、りようしゃ 利用者のニーズに応じた 日中系サービスの かくほ 確保、しゅうろうしえんたいせい 就労支援体制の整備、ちいきせいかつ 地域生活を可能とする しゃかいしげんおよ 社会資源及びサービスの じゅうじつ 充実を図る必要があります。

今後、こんご 今後も、しょうがいふくし 障害福祉サービス（ほうもんけい 訪問系サービス、にっちゅうかつどうけい 日中活動系サービス、きょじゅうけい 居住系サービス）及び ちいきせいかつ 地域生活支援事業の じゅうじつ 充実を図ります。

また、りょう サービス量の じゅうじつ 充実だけでなく、しつ 質の じょうじょう 向上も求められることから、しせつ 施設や事業者が サービス提供等に関して さまざまな ネットワーク を構築できるよう、じょうほう 情報の 共有などを行っていきます。

2. 進行管理と点検・評価

(1) 国及び府、関係機関等との連携

計画の円滑な推進にあたっては、国及び府の動向を踏まえた適切な施策展開を図るとともに、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備、就労支援など、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、近隣市町との連携を図ります。

また、保健・医療・福祉・教育・労働など広範な分野にわたる総合的な施策の展開については、庁内関係課及び社会福祉協議会、医療機関等の関係機関、民生・児童委員、ボランティア、障害者団体、サービス提供事業者、企業、各分野の専門家等との連携を密に図り、計画を総合的に推進します。

(2) 計画の点検・評価体制の構築

市は本計画の着実な実行に努めるため、計画の進行状況の取りまとめを行うとともに、柏原市障害者自立支援協議会等との連携を行い、「計画(Plan)-実施・実行(Do)-点検・評価(Check)-処置・改善(Action)」の「PDCAマネジメントサイクル」に基づき、計画の成果目標や活動指標について年1回の評価・点検を行い、必要な場合は計画の見直しを行い、情報公開をしていきます。

柏原市の相談支援機関

機関名	住所	電話番号
柏原市障害者生活支援センター (主に身体的障害に関する事)	柏原市本郷3-9-62	072-971-2039
地域生活支援センター さんねっと (主に知的障害に関する事)	柏原市国分本町1-3-33 -301	072-978-1880
地域生活支援センターかしわら (主に精神障害に関する事)	柏原市田辺1-2-21	072-978-6073
なにわの里 地域相談・連携室 (主に障害児に関する事)	柏原市田辺1-3-16	072-978-2202